

中央建設業審議会「入札契約の適正化に関する検討委員会」 議事運営要領

(委員長)

第1条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。

2 委員長は、議事を運営する。

(招集)

第2条 委員会は、委員長が、これを招集する。委員の総数の4分の1以上の者から審議会に附議すべき事案を示して招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

2 招集は、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の日前二日までにこれを委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

(議事)

第3条 委員会は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(議事の公開)

第4条 会議及び議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、委員長が特段の理由があると認めるときは、会議又は議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この議事運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。